

# 告 示

## 埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定により認定したので、対象区域等を次のとおり公告する。

令和三年三月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 松井直行

|   |                     |
|---|---------------------|
| 第六号   | 認定番号                |
| 令和三年三月五日  | 認定年月日               |
| 埼玉県和光市西大和団地二千六百六十六番六の一部、二千六百六十六番三十六、二千六百六十番二十五、二千六百六十番二十七 | 対象区域                |
| 埼玉県川越建築安全センター   | 公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所 |